

平成31年2月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(ワ)第3638号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成30年12月27日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

被 告

同代表者代表社員

同職務執行者

同訴訟代理人支配人

西 尾 剛

C F J 合 同 会 社

CFJホールディングス株式会社

浅 野 俊 昭

宮 原 利 明

主 文

- 1 被告は、原告に対し、212万4508円及びうち151万5247円に対する平成30年4月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、貸金業者である被告との間で金員の借入れと弁済を繰り返してきたところ、利息制限法(平成18年法律第115号による改正前のもの)1条1項所定の制限利率(以下「制限利率」という。)で引き直して計算すると過払金が生じていると主張して、被告に対して、不当利得の返還及びこれに対する民法704条前段所定の利息(以下「法定利息」という。)の支払を求めた

事案である。

1 争いのない事実等

- (1) 被告は、ディックファイナンス株式会社が、平成15年1月1日、アイク株式会社及び株式会社ユニマットライフ（以下「ユニマット」という。）を吸収合併し、同日、商号変更して成立した会社であり、平成20年11月28日、組織変更により現商号となった（以下、商号変更及び組織変更の前後を通じて、単に「被告」という。）。
- (2) 被告及びユニマット（以下、両者を併せて「被告ら」という。）は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律名は「貸金業の規制等に関する法律」）3条所定の登録を受けた貸金業者である。
- (3) 原告は、ユニマットとの間で平成12年6月6日に、継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約（極度額50万円（ただし、ユニマットが認めた場合には200万円まで増額が可能）とする借入金額残高スライドリボルビング方式で、過払金充当合意を含むもの。以下、「基本契約①」という。）を締結し、同日から少なくとも平成15年7月7日まで（後記2(2)参照）、別紙計算書記載の「取引日」欄記載の各日に、「借入額」及び「返済額」欄記載のとおり金額の借入れ及び弁済を繰り返した（以下、この取引を「本件取引①」という。）。

基本契約①の約定利率は年29.2%であり、同契約には、原告が1回でも約定の弁済を怠った場合には当然に期限の利益を喪失する（以下「期限の利益喪失条項①」という。）、遅延損害金は年29.20%とする旨の定めがある。

基本契約①に基づく借入金の返済方法は、口座送金又は現金書留とされていた。（以上、乙35の1・2）

- (4)ア 原告は、被告との間で平成15年7月7日に、継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約（極度額200万円とする元利定額残高スライドリボル

ビング方式で、過払金充当合意を含むもの。以下、「基本契約②」という。)を締結した。

基本契約②の約定利率は年29.2%であり、同契約には、期限の利益喪失条項①と同旨の定め(以下「期限の利益喪失条項②」という。)及び遅延損害金は年29.20%とする旨の定めがある。

基本契約②に基づく借入金の返済方法は、返済方法を支店へ持参又はATMでの支払い若しくは口座送金とされていた。(以上、乙3の1・2)

イ 被告は、平成15年7月7日、原告に対し、基本契約②に基づき75万円を貸し付け(以下、同日以降の同契約に基づく借入れ及び弁済の取引を、「本件取引②」という。)、原告は、同日、被告に対し、本件取引①の残債務について66万2149円を弁済し、被告は、同弁済金を本件取引①の残元本に充当し、同取引の未収利息2118円を同取引②の未収利息として計上するという処理をした。(甲1、弁論の全趣旨)

ウ 原告は、その後平成24年11月8日まで、被告との間で別紙計算書記載の「取引日」欄記載の各日に、「借入額」及び「返済額」欄記載のとおり金額の借入れ及び弁済を繰り返した(本件取引②)。

(5)ア 原告は、本件取引②の約定弁済期である平成15年8月3日の弁済を怠り、同月4日、被告に対し、その弁済をした。(甲1、弁論の全趣旨)

イ 原告は、本件取引②の約定弁済期である平成17年5月3日の弁済を怠り、同月9日、被告に対し、その弁済をした。(甲1、弁論の全趣旨)

(6) 本件取引①及び同②に係る原告の被告に対する弁済には、制限利率を超過する利息を付したものがある(以下、この部分を「制限超過部分」という。)

(7) 原告は、被告との間で、平成24年6月15日、本件取引②に関して、同日時点における同取引による残債務額を合計126万5911円(元金109万7944円、既発生利息及び遅延損害金16万7967円)とした上で、同債務額を元金分のみを毎月15日限り2万円ずつ支払うとの支払条件の変

更を合意（以下「本件変更合意」という。）した。（甲4，乙2，弁論の全趣旨）

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 被告らは制限超過部分の受領につき民法704条所定の悪意の受益者に該当するか

（原告の主張）

被告らは悪意の受益者に該当する。

（被告の反論）

否認ないし争う。

(2) 本件取引①及び同②は1個の連続した取引であるか

（原告の主張）

基本契約②は，被告の組織統合に伴う業務上の必要及び被告がユニマットとは異なる契約形態を設定したために同契約①の切替えとしてなされたものに過ぎないから，本件取引①及び同②は一連の取引である。

（被告の反論）

基本契約①と同②は，弁済方法を含む契約形態及び契約条件が大きく異なり，本件取引①は平成12年6月6日から平成15年8月4日まで継続していたところ，同取引②は同年7月7日から開始しており，両取引は併存していた期間が存在するからこれらは別個の取引である。

また，本件変更合意は，後述（後記(3)）のとおり民法上の和解契約であるから，本件取引②のうち同合意以降に原告がした弁済はいずれも法律上の原因を有するものであり，同取引は本件変更合意の前後で，基本契約②に基づく取引と本件変更合意に基づく取引とに分かれると解すべきである。

(3) 本件変更合意は和解契約であるか

（被告の主張）

本件変更合意は民法上の和解契約であり，これによって，平成24年6月

15日時点においては、原告の被告に対する貸金返還債務が109万7944円であることが確定されたのであって、仮に、同日時点において被告が原告に対する過払金返還債務を負っていたとしても民法696条により消滅している。

(原告の反論)

本件変更合意が民法上の和解契約であることは争う。

(4) 本件変更合意が和解契約であるとした場合、錯誤により無効であるか

(原告の主張)

仮に、本件変更合意が民法上の和解契約であるとしても、同合意当時、本件取引①及び同②を一連の取引として制限利率で引き直して計算すると過払金が生じていたところ、原告は農業従事者であって法律の専門家ではなく、被告から取引履歴の開示も受けていないため、被告から送付された支払条件変更通知書(乙2)記載の残債務額が存在する旨誤信していた。

原告は本件変更合意当時経済的に困窮しており、上記誤信がなければ同合意をしておらず、本件取引における残債務額が存在するから支払うという動機は上記通知書の記載から被告には明らかであるから、表示されているといえ、同合意は錯誤により無効である。

(被告の反論)

否認ないし争う。

(5) 原告が期限の利益を喪失したものであり、それ以降の取引を遅延損害金利率で計算すべきか

(被告の主張)

基本契約②には期限の利益喪失条項②があるところ、原告は、返済期日である平成15年8月3日の支払を怠ったから、同条項により当然に期限の利益を失っており、翌日以降は遅延損害金利率で計算すべきである。

仮に、被告による期限の利益の再度付与が認められるとしても、約定支払

日から返済が遅れた日数分の限度では遅延損害金利率で計算すべきである。

(原告の反論)

期限の利益喪失条項②の存在及び原告が上記返済期日に返済をしなかったことは認めるが、被告は、支払期限徒過後も残元金を一括請求しなかったというに留まらず、返済を受ける都度、貸付元帳に遅延損害金が生じていないような記載をし、貸金業法18条所定の書面や追加貸付の際に交付した同法17条書面にも同様の記載をするなど期限の利益を喪失していないかのような取扱いをしていることが認められるところ、これらの事情に照らせば、被告の主張は、期限の利益を喪失していないと信じて弁済を続けてきた原告の信頼を裏切るものとして信義則に反し許されないし、そうでなくとも、被告は、期限の利益を喪失した後に一定期間経過後に弁済されたときは期限の利益を再度付与したというべきである。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (被告らは制限超過部分の受領につき民法704条所定の悪意の受益者に該当するか) について

貸金業者の制限超過部分の受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるものとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条所定の悪意の受益者であると推定されるところ(最高裁第二小法廷平成19年7月13日判決)、被告は、被告らにおいて上記特段の事情があると主張するものであるが、本件全証拠に照らしてもかかる事情を認めるに足りない。

したがって、被告らは、制限超過部分の受領について、悪意の受益者にあたる。

2 争点(2) (本件取引①及び同②は1個の連続した取引であるか) について

(1) 前掲争いのない事実及び弁論の全趣旨によれば、基本契約①及び②は、極度額、返済方式及び返済方法について若干の違いはあるものの、借入利率及び遅延損害金利率は同一であり、極度額についてもユニマツトが認めた場合には増額が可能であるところ増額後の極度額は同一であること、返済方式も、スライドリボルビング方式という限度では一致していること、基本契約②の締結前後において、原告の返済額に大きな違いがないことが認められる。

上記の事実に加え、被告は、基本契約②の締結に先立つ平成15年1月1日に、ユニマツトを吸収合併しており、同契約締結の当時、基本契約①と同契約②の貸主は同一であり、同契約締結の際には、原告から極度額借入契約書（兼告知書）の差入れを受けたのみで、改めて与信を行った形跡が認められず（乙3の1）、同契約締結日において、同契約に基づく借入金をもって本件取引①の約定残債務元本全額の弁済を受けており、被告自ら、本件取引①の未収利息を同取引②に付け替えるという処理を行っていることからすれば、基本契約②は、同契約①のいわゆる切り替えに過ぎず、本件取引①及び同②は、不可分の1個の連続した取引であると評価するのが相当である。

(2) 被告は、本件変更合意以降の取引は、同合意が民法上の和解契約であることを前提として、別個の取引であるとも主張するが、後記3で述べるとおり、同合意は民法上の和解契約とは認められないから、被告の同主張は、その前提を欠き採用できない。

3 争点(3) (本件変更合意は和解契約であるか) について

(1) 証拠（甲4）及び弁論の全趣旨によれば、本件変更合意当時、被告は原告に対し149万5247円の過払金返還債務を負う一方、本件取引に基づく原告の被告に対する借入残債務は存しなかったこと、原告は、遅くとも平成21年以降、経済的に困窮しており、本件取引における約定弁済は滞りがちであったこと、原告は、農業従事者であり法律についての専門知識を有しておらず、本件変更合意に先立ち、被告に対し、取引履歴の開示を求めるなど

していなかったことが認められる。

上記の事実からすれば、本件変更合意当時、当事者間に本件取引における借入残債務や過払金返還請求権の存否や数额を巡り争いがあったとは認められないから、本件変更合意は、この点について当事者双方が争いをやめたという趣旨に出たものでなく、単に、約定利率を前提とした残債務額を前提として、その弁済方法について取り決めをしたというに過ぎないものと認められる。

したがって、本件変更合意は、民法上の和解契約であるとは認められず、本件取引における同合意時点に生じていた被告の原告に対する過払金返還債務は消滅していない。

- (2) また、上述のとおり、本件変更合意は、民法上の和解契約ではないから、これを前提とする争点(4)については判断を要しない。

4 争点(5) (原告が期限の利益を喪失したものであり、それ以降の取引を遅延損害金利率で計算すべきか) について

- (1) 証拠(甲1, 17)及び弁論の全趣旨によれば、被告は、約定返済期日から5日間については期限の利益の喪失を留保して約定利率で計算し、同期日から6日を経過した時点で、同期日に溯り期限の利益を喪失したものとして、借主に対して同期日から遅れた日数分だけ遅延損害金を請求するという運用をしていることが認められる。

上記事実によれば、被告は、原告が約定返済期日から5日以内に返済したときはその間の遅延損害金は免除した上で再度期限の利益を付与し、同期日から5日を超えて返済をしたときはその間の遅延損害金を免除することなく同返済日をもって再度期限の利益を付与していたものというべきである。

- (2) 前掲争いのない事実のとおり、原告は、平成15年8月3日の約定返済期日を1日徒過して返済をしたから、同期間分の遅延損害金は免除され、平成17年5月3日の約定返済期日を6日徒過して返済をしたから、その遅滞期

間の限度で遅延損害金利率が適用されるというべきである。

- (3) なお、原告主張の各事実をもってしても、被告の期限の利益の喪失の主張が信義則に反するものとまでは認められない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求する本件取引によって生じた過払金及び過払利息は別紙のとおりとなる。(なお、原告は、本件取引①について、ユニマットが「遅延充当日数」として把握している約定返済の遅延について、同遅延期間の限度で遅延損害金利率を適用しているが、被告に有利な計算であるため、これを採用した。)

よって、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第11民事部

裁判官

深 見 菜 有 子

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 CFJ合同会社

債務者

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	遅延 利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H12.06.06	200,000				18%		0			200,000	0	0	0
H12.06.29	300,000		23		18%		2,262	0	0	500,000	2,262	0	0
H12.07.03		28,000	4		18%		983	0	24,755	475,245	0	0	0
H12.08.01		28,000	29		18%		6,778	0	21,222	454,023	0	0	0
H12.09.01		28,000	31		18%		6,921	0	21,079	432,944	0	0	0
H12.10.03		28,000	32		18%		6,813	0	21,187	411,757	0	0	0
H12.11.02		28,000	30		18%		6,075	0	21,925	389,832	0	0	0
H12.11.30		28,000	28		18%		5,368	0	22,632	367,200	0	0	0
H12.12.31			31		18%		5,598	0	0	367,200	5,598	0	0
H13.01.05		28,000	5		18%		905	0	21,497	345,703	0	0	0
H13.02.02		28,000	28		18%		4,773	0	23,227	322,476	0	0	0
H13.02.08	247,952		6		18%		954	0	0	570,428	954	0	0
H13.03.01		24,000	21		18%		5,907	0	17,139	553,289	0	0	0
H13.04.03		24,000	33		18%		9,004	0	14,996	538,293	0	0	0
H13.05.02		24,000	29		18%		7,698	0	16,302	521,991	0	0	0
H13.06.04		24,000	33		18%		8,494	0	15,506	506,485	0	0	0
H13.07.02		24,000	28		18%		6,993	0	17,007	489,478	0	0	0
H13.07.24	51,770		22		18%		5,310	0	0	541,248	5,310	0	0
H13.08.03		24,000	10		18%		2,669	0	16,021	525,227	0	0	0
H13.09.03		24,000	31		18%		8,029	0	15,971	509,256	0	0	0
H13.10.04		24,000	30	1	18%	26.28%	7,534	366	16,100	493,156	0	0	0
H13.11.01		24,000	28		18%		6,809	0	17,191	475,965	0	0	0
H13.12.03		24,000	32		18%		7,511	0	16,489	459,476	0	0	0
H14.01.04		24,000	32		18%		7,250	0	16,750	442,726	0	0	0
H14.02.05		24,000	31	1	18%	26.28%	6,768	318	16,914	425,812	0	0	0
H14.02.22	69,417		17		18%		3,569	0	0	495,229	3,569	0	0
H14.03.04		24,000	10		18%		2,442	0	17,989	477,240	0	0	0
H14.04.04		24,000	30	1	18%	26.28%	7,060	343	16,597	460,643	0	0	0
H14.05.02		24,000	28		18%		6,360	0	17,640	443,003	0	0	0
H14.05.30	132,443		28		18%		6,117	0	0	575,446	6,117	0	0
H14.06.03		28,000	4		18%		1,135	0	20,748	554,698	0	0	0
H14.07.03		28,000	30		18%		8,206	0	19,794	534,904	0	0	0
H14.08.05		28,000	33		18%		8,705	0	19,295	515,609	0	0	0
H14.09.04		28,000	29	1	18%	26.28%	7,373	371	20,256	495,353	0	0	0
H14.10.04		28,000	29	1	18%	26.28%	7,084	356	20,560	474,793	0	0	0
H14.10.17	59,087		13		18%		3,043	0	0	533,880	3,043	0	0
H14.11.01		24,000	15		18%		3,949	0	17,008	516,872	0	0	0
H14.12.03		24,000	32		18%		8,156	0	15,844	501,028	0	0	0
H15.01.06		24,000	34		18%		8,400	0	15,600	485,428	0	0	0
H15.02.03		24,000	28		18%		6,702	0	17,298	468,130	0	0	0
H15.02.05	29,401		2		18%		461	0	0	497,531	461	0	0
H15.03.03		24,000	26		18%		6,379	0	17,160	480,371	0	0	0
H15.04.03		24,000	31		18%		7,343	0	16,657	463,714	0	0	0
H15.05.06		24,000	33		18%		7,546	0	16,454	447,260	0	0	0
H15.06.03		24,000	28		18%		6,175	0	17,825	429,435	0	0	0
H15.07.03		24,000	30		18%		6,353	0	17,647	411,788	0	0	0
H15.07.07		662,149	4		18%		812	0	661,337	-249,549	0	0	0
H15.07.07	750,000		0		0%		0	0	0	500,451	0	0	0
H15.08.04		24,000	28		18%		6,910	0	17,090	483,361	0	0	0
H15.09.03		24,000	30		18%		7,151	0	16,849	466,512	0	0	0
H15.10.03		24,000	30		18%		6,901	0	17,099	449,413	0	0	0
H15.10.31		24,000	28		18%		6,205	0	17,795	431,618	0	0	0
H15.11.12	25,065		12		18%		2,554	0	0	456,683	2,554	0	0
H15.12.03		24,000	21		18%		4,729	0	16,717	439,966	0	0	0

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	遅延利率	利息	遅延損害金	元金返済額	残元金	未清算利息	過払金の利息(5%)	過払利息の元本充当額
H15.12.31			28		18%		6,075	0	0	439,966	6,075	0	0
H16.01.06		24,000	6		18%		1,298	0	16,627	423,339	0	0	0
H16.02.04		24,000	29		18%		6,037	0	17,963	405,376	0	0	0
H16.03.03		24,000	28		18%		5,582	0	18,418	386,958	0	0	0
H16.03.12	22,000		9		18%		1,712	0	0	408,958	1,712	0	0
H16.04.05		24,000	24		18%		4,827	0	17,461	391,497	0	0	0
H16.05.06		24,000	31		18%		5,968	0	18,032	373,465	0	0	0
H16.06.01	60,000		26		18%		4,775	0	0	433,465	4,775	0	0
H16.06.03		25,000	2		18%		426	0	19,799	413,666	0	0	0
H16.07.05		25,000	32		18%		6,510	0	18,490	395,176	0	0	0
H16.08.04		25,000	30		18%		5,830	0	19,170	376,006	0	0	0
H16.09.03		24,000	30		18%		5,547	0	18,453	357,553	0	0	0
H16.10.01	24,000		28		18%		4,923	0	0	381,553	4,923	0	0
H16.10.04		25,000	3		18%		562	0	19,515	362,038	0	0	0
H16.11.04		25,000	31		18%		5,519	0	19,481	342,557	0	0	0
H16.11.15	71,000		11		18%		1,853	0	0	413,557	1,853	0	0
H16.12.03		27,000	18		18%		3,660	0	21,487	392,070	0	0	0
H16.12.31			28		18%		5,398	0	0	392,070	5,398	0	0
H17.01.04		27,000	4		18%		773	0	20,829	371,241	0	0	0
H17.01.18	13,000		14		18%		2,563	0	0	384,241	2,563	0	0
H17.02.03		27,000	16		18%		3,031	0	21,406	362,835	0	0	0
H17.03.04		21,000	29		18%		5,189	0	15,811	347,024	0	0	0
H17.03.08		5,000	4		18%		684	0	4,316	342,708	0	0	0
H17.04.04		26,000	27		18%		4,563	0	21,437	321,271	0	0	0
H17.05.02		25,000	28		18%		4,436	0	20,564	300,707	0	0	0
H17.05.09		1,000	1	6	18%	26.28%	148	1,299	0	300,707	447	0	0
H17.06.03		26,000	25		18%		3,707	0	21,846	278,861	0	0	0
H17.07.04		26,000	31		18%		4,263	0	21,737	257,124	0	0	0
H17.07.12	35,000		8		18%		1,014	0	0	292,124	1,014	0	0
H17.08.04		26,000	23		18%		3,313	0	21,673	270,451	0	0	0
H17.08.08		1,000	4		18%		533	0	467	269,984	0	0	0
H17.09.05		27,000	28		18%		3,727	0	23,273	246,711	0	0	0
H17.10.03		27,000	28		18%		3,406	0	23,594	223,117	0	0	0
H17.11.04		27,000	32		18%		3,520	0	23,480	199,637	0	0	0
H17.11.10	25,000		6		18%		590	0	0	224,637	590	0	0
H17.12.05		27,000	25		18%		2,769	0	23,641	200,996	0	0	0
H18.01.05		27,000	31		18%		3,072	0	23,928	177,068	0	0	0
H18.02.06		27,000	32		18%		2,794	0	24,206	152,862	0	0	0
H18.03.03		27,000	25		18%		1,884	0	25,116	127,746	0	0	0
H18.03.09	27,000		6		18%		377	0	0	154,746	377	0	0
H18.04.05		27,000	27		18%		2,060	0	24,563	130,183	0	0	0
H18.05.08		27,000	33		18%		2,118	0	24,882	105,301	0	0	0
H18.06.05		27,000	28		18%		1,454	0	25,546	79,755	0	0	0
H18.07.03		27,000	28		18%		1,101	0	25,899	53,856	0	0	0
H18.07.05	25,000		2		18%		53	0	0	78,856	53	0	0
H18.08.04		27,000	30		18%		1,166	0	25,781	53,075	0	0	0
H18.09.04		27,000	31		18%		811	0	26,189	26,886	0	0	0
H18.10.02		27,000	28		18%		371	0	26,629	257	0	0	0
H18.10.30	18,000		28		18%		3	0	0	18,257	3	0	0
H18.11.02		27,000	3		18%		27	0	26,970	-8,713	0	0	0
H18.12.04		27,000	32		0%		0	0	27,000	-35,713	0	38	0
H19.01.04		27,000	31		0%		0	0	27,000	-62,713	0	151	0
H19.02.05		27,000	32		0%		0	0	27,000	-89,713	0	274	0
H19.02.08	23,000		3		0%		0	0	0	-67,212	0	36	499
H19.03.05		27,000	25		0%		0	0	27,000	-94,212	0	230	0
H19.04.03		27,000	29		0%		0	0	27,000	-121,212	0	374	0

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	遅延利率	利息	遅延損害金	元金返済額	残元金	未清算利息	過払金の利息(5%)	過払利息の元本充当額
H19.05.07		27,000	34		0%		0	0	27,000	-148,212	0	564	0
H19.05.14	19,000		7		0%		0	0	0	-130,522	0	142	1,310
H19.06.06		27,000	23		0%		0	0	27,000	-157,522	0	411	0
H19.07.02	210,000		26		0%		0	0	0	51,506	0	561	972
H19.07.03		27,000	1		18%		25	0	26,975	24,531	0	0	0
H19.08.06		33,000	34		18%		411	0	32,589	-8,058	0	0	0
H19.09.03		33,000	28		0%		0	0	33,000	-41,058	0	30	0
H19.09.11	29,000		8		0%		0	0	0	-12,132	0	44	74
H19.10.04		33,000	23		0%		0	0	33,000	-45,132	0	38	0
H19.11.05		33,000	32		0%		0	0	33,000	-78,132	0	197	0
H19.12.03		33,000	28		0%		0	0	33,000	-111,132	0	299	0
H19.12.31			28		0%		0	0	0	-111,132	0	426	0
H20.01.04		33,000	4		0%		0	0	33,000	-144,132	0	60	0
H20.01.10	270,000		6		0%		0	0	0	124,730	0	118	1,138
H20.02.04		40,000	25		18%		1,533	0	38,467	86,263	0	0	0
H20.03.03		40,000	28		18%		1,187	0	38,813	47,450	0	0	0
H20.04.04		40,000	32		18%		746	0	39,254	8,196	0	0	0
H20.04.10	10,000		6		18%		24	0	0	18,196	24	0	0
H20.04.24	20,000		14		18%		125	0	0	38,196	149	0	0
H20.05.07		40,000	13		18%		244	0	39,607	-1,411	0	0	0
H20.05.09	10,000		2		0%		0	0	0	8,589	0	0	0
H20.06.04		40,000	26		18%		109	0	39,891	-31,302	0	0	0
H20.06.06	10,000		2		0%		0	0	0	-21,310	0	8	8
H20.07.03		40,000	27		0%		0	0	40,000	-61,310	0	78	0
H20.07.07	10,000		4		0%		0	0	0	-51,421	0	33	111
H20.08.05		33,000	29		0%		0	0	33,000	-84,421	0	203	0
H20.08.07		7,000	2		0%		0	0	7,000	-91,421	0	23	0
H20.09.04		40,000	28		0%		0	0	40,000	-131,421	0	349	0
H20.09.14	10,000		10		0%		0	0	0	-122,175	0	179	754
H20.10.03		40,000	19		0%		0	0	40,000	-162,175	0	317	0
H20.11.04		40,000	32		0%		0	0	40,000	-202,175	0	708	0
H20.12.03		40,000	29		0%		0	0	40,000	-242,175	0	800	0
H20.12.31			28		0%		0	0	0	-242,175	0	926	0
H21.01.07		40,000	7		0%		0	0	40,000	-282,175	0	232	0
H21.01.16	33,000		9		0%		0	0	0	-252,505	0	347	3,330
H21.02.03		40,000	18		0%		0	0	40,000	-292,505	0	622	0
H21.02.06	12,000		3		0%		0	0	0	-281,247	0	120	742
H21.03.05		40,000	27		0%		0	0	40,000	-321,247	0	1,040	0
H21.04.03		40,000	29		0%		0	0	40,000	-361,247	0	1,276	0
H21.05.08		40,000	35		0%		0	0	40,000	-401,247	0	1,732	0
H21.06.11		40,000	34		0%		0	0	40,000	-441,247	0	1,868	0
H21.07.13		40,000	32		0%		0	0	40,000	-481,247	0	1,934	0
H21.08.10		40,000	28		0%		0	0	40,000	-521,247	0	1,845	0
H21.09.03		40,000	24		0%		0	0	40,000	-561,247	0	1,713	0
H21.10.15		40,000	42		0%		0	0	40,000	-601,247	0	3,229	0
H21.11.05		40,000	21		0%		0	0	40,000	-641,247	0	1,729	0
H21.12.15		38,000	40		0%		0	0	38,000	-679,247	0	3,513	0
H22.01.22		38,000	38		0%		0	0	38,000	-717,247	0	3,535	0
H22.02.24		38,000	33		0%		0	0	38,000	-755,247	0	3,242	0
H22.04.01		76,000	36		0%		0	0	76,000	-831,247	0	3,724	0
H22.05.20		33,000	49		0%		0	0	33,000	-864,247	0	5,579	0
H22.05.24		4,000	4		0%		0	0	4,000	-868,247	0	473	0
H22.06.15		37,000	22		0%		0	0	37,000	-905,247	0	2,616	0
H22.07.26		37,000	41		0%		0	0	37,000	-942,247	0	5,084	0
H22.08.11		37,000	16		0%		0	0	37,000	-979,247	0	2,065	0
H22.09.27		37,000	47		0%		0	0	37,000	-1,016,247	0	6,304	0

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	遅延 利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H22.10.15		37,000	18		0%		0	0	37,000	-1,053,247	0	2,505	0
H22.11.30		37,000	46		0%		0	0	37,000	-1,090,247	0	6,636	0
H22.12.15		37,000	15		0%		0	0	37,000	-1,127,247	0	2,240	0
H23.02.15		30,000	62		0%		0	0	30,000	-1,157,247	0	9,573	0
H23.02.25		40,000	10		0%		0	0	40,000	-1,197,247	0	1,585	0
H23.03.07		37,000	10		0%		0	0	37,000	-1,234,247	0	1,640	0
H23.04.15		37,000	39		0%		0	0	37,000	-1,271,247	0	6,593	0
H23.06.15		68,000	61		0%		0	0	68,000	-1,339,247	0	10,622	0
H23.07.29		34,000	44		0%		0	0	34,000	-1,373,247	0	8,072	0
H23.08.31		34,000	33		0%		0	0	34,000	-1,407,247	0	6,207	0
H23.11.14		68,000	75		0%		0	0	68,000	-1,475,247	0	14,458	0
H23.12.31			47		0%		0	0	0	-1,475,247	0	9,498	0
H24.06.15		20,000	167		0%		0	0	20,000	-1,495,247	0	33,656	0
H24.11.08		20,000	146		0%		0	0	20,000	-1,515,247	0	29,823	0
H24.12.31			53		0%		0	0	0	-1,515,247	0	10,971	0
H27.12.31			1095		0%		0	0	0	-1,515,247	0	227,287	0
H28.12.31			366		0%		0	0	0	-1,515,247	0	75,762	0
H30.04.25			480		0%		0	0	0	-1,515,247	0	99,632	0
												未充当計 609,261	
										-2,124,508			

これは正本である。

平成31年2月27日

大阪地方裁判所第11民事部

裁判所書記官 柳 原

